



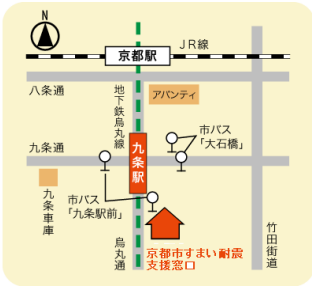
- 各支援事業には、他の要件や審査があります。詳しくは、各事業のリーフレット、ホームページ等で御確認ください（リーフレットは、下記窓口で配布しています。）。
- 事業にとりかかる前に事前協議や申請等の手続きが必要です。あらかじめ窓口へお問い合わせください。
- 各支援事業は、予算の範囲内で行います。予算額に達した場合、受付を終了しますのであらかじめ御了承ください。

相談受付窓口



木造住宅・京町家：京都市すまい耐震支援窓口

場所 京都市南区東九条南烏丸町35-6
 電話 075-644-5874
 FAX 075-644-9588
 受付時間 午前10時～午後5時
 （水曜日、祝日、年末年始は休み）
<http://www.kyoto-jksha.or.jp/taishin/index.html>



分譲マンション・特定建築物：京都市建築安全推進課

場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（市役所北庁舎2階）
 電話 075-222-3613
 FAX 075-212-3657
 受付時間 午前8時45分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市耐震改修促進ネットワーク会議（耐震ネットワーク）

京都市では、「まちの匠」と呼ばれる大工さんや左官屋さん、建築士など建築の実務者団体と連携してネットワーク組織を立ち上げました。
 市民の皆さん自らが耐震化への一歩を踏み出せるよう、すまいの耐震化について様々な取組を行っています。
 具体的な取組は、で検索

木造住宅の耐震改修工事に活用できる制度

- 耐震改修促進税制
 所得税の特別控除（工事費等の10%かつ最大20万円の控除）各税務署
 固定資産税の減額措置（1/2に減額）各区役所・支所の固定資産税担当課
- 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 京都市住宅政策課

民間建築物の耐震化支援事業の御案内

（平成25年度版）

木造住宅や京町家をはじめ、様々な建物の耐震診断・耐震改修に対する助成制度を用意しています。

昭和56年6月（建築基準法の耐震基準が大幅に改正されました。）より前に建てられた建物は、耐震化を行うことが重要です。
 いつ、どこで発生してもおかしくない大地震に備えて耐震化を進めましょう！



京都市の民間建築物の耐震化支援事業（平成25年度概要版）

●各支援事業には、他の要件や審査があります。詳しくは各事業のリーフレット、ホームページ等で御確認ください。



耐震化

3つのステップ

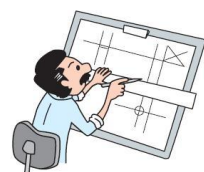
1 まずは調べる （耐震診断）

建物の弱点を調べ、耐震改修が必要かどうか判断します。



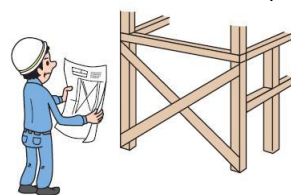
2 計画を立てる （計画作成）

どの程度耐震性能を上げるか、その費用はいくらかなど専門家と一緒に検討します。



3 そして行動する （耐震改修）

様々な耐震改修の手法があります。状況にあわせて改修工法を選択しましょう。



木造住宅・京町家に対する支援

○木造住宅の要件（以下共通）

- 昭和56年5月31日以前建築の木造住宅、昭和25年以前建築の京町家等の住宅

耐震診断

○延べ面積が200㎡（京町家等は500㎡）以下のもの

- 内容 市登録の耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施
- 費用 木造住宅：2,000円、京町家：5,000円
- 件数 木造住宅：250件、京町家：150件（各々先着）

計画作成

○耐震診断の結果、構造評点1.0相当未満と診断されたもの

- 内容 計画、設計、工事費見積りの費用を助成
- 助成額 費用の90%（上限15万円）
- 件数 100件（先着）

耐震改修

「木造住宅耐震改修助成事業」・「京町家等耐震改修助成事業」

○耐震診断の結果、構造評点1.0相当未満と診断されたもの

- 内容 耐震改修工事の費用を助成
- 助成額 費用の1/2
（上限木造住宅：60万円
京町家等：90万円（景観重要建造物：130万円））
- 件数 木造住宅：70件、京町家等：30件（各々先着）

耐震リフォーム工事

「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」

- 内容 あらかじめメニュー化された耐震改修工事の費用を助成
メニューの例：傷んでいる柱、土台を修繕する。
屋根を軽くする。
耐震シェルターを設置する。など
- 助成額 メニューごとに費用の90%
（メニューごとに上限あり。複数のメニューの組合せも可。
上限計60万円）
- 件数 900件（先着）

分譲マンションに対する支援

○分譲マンションの要件（以下共通）

- 昭和56年5月31日以前建築
- 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

耐震診断

- 内容 耐震診断の費用を助成
- 助成額 費用の3分の2
（上限200万円）
- 件数 4件（先着）

計画作成

○耐震診断の結果、Is値0.6未満と診断されたもの

- 内容 耐震改修の計画、設計、工事費見積り、改修後の性能評価の費用を助成
- 助成額 費用の3分の2
（上限200万円）
- 件数 4件（先着）

耐震改修

○耐震診断の結果、Is値0.6未満と診断されたもの

- 内容 耐震改修工事の費用を助成
- 助成額 費用の2分の1
（上限1棟当たり4,800万円
又は1戸当たり60万円のいずれか低い額）

特定建築物に対する支援

○特定建築物の要件（以下共通）

- 昭和56年5月31日以前建築
- 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

耐震診断

○対象となる特定建築物

- 病院（3階かつ1000㎡以上のもの）
- 避難所（原則3階かつ1000㎡以上のもの）
- 緊急輸送道路、避難路沿道で一定の高さ以上のもの
- 内容 耐震診断の費用を助成
- 助成額 費用の3分の2（上限200万円）
- 件数 5件（先着）

計画作成

○対象となる特定建築物

- 緊急輸送道路のうち重要路線の沿道で一定の高さ以上のもの
- 耐震診断の結果、Is値0.6未満と診断されたもの
- 内容 耐震改修の計画、設計、工事費見積り、改修後の性能評価の費用を助成
- 助成額 費用の100%
（上限300万円）
- 件数 5件（先着）

耐震改修

○対象となる特定建築物

- 緊急輸送道路のうち重要路線の沿道で一定の高さ以上のもの
- 耐震診断の結果、Is値0.6未満と診断されたもの
- 内容 耐震改修工事の費用を助成
- 助成額 費用の3分の2
（上限2,000万円）

※「Is値0.6未満」とは、大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性があることを示す構造耐震指標です。
※緊急輸送道路（重要路線を含む。）、避難路については窓口又はホームページで御確認ください。